

第4回医薬品新販売制度の円滑施行に関する検討会 後藤委員提出資料

【配布資料】

JODA 資料 1

A社における医薬品ネット販売の状況 購入率上位市区町村（2008年）
（第1回検討会 日本オンラインドラッグ協会提出資料の再掲）

JODA 資料 2

A社における医薬品ネット販売の状況 購入率都道府県別（2008年）

JODA 資料 3

「薬事法施行規則等の一部を改正する省令案」パブリックコメントからの抜粋

JODA 資料 4

論点整理に対する JODA としての見解について

(以下余白)

■A社における医薬品ネット販売の状況 購入率上位の市区町村(2008年)

JODA資料1

順位	都道府県	市区町村	購入数 (件)	人口 (人)	購入率 (千人当)	病院数 (2005年)	診療所数 (診療所数) (2007年)	薬剤師数 (2004年)	面積 (km ²)
	全国		225,684	127,767,994	1.77				
#1	東京都	青ヶ島村	40	214	187	0	1	0	6
#2	東京都	御蔵島村	45	292	154	0	1	0	21
#3	東京都	利島村	29	308	94	0	1	0	4
#4	東京都	小笠原村	222	2,723	82	0	3	2	104
#5	東京都	新島村	168	3,161	53	0	3	1	28
#6	東京都	袖津島村	99	2,068	48	0	2	1	19
#7	沖縄県	座間味村	49	1,077	45	0	2	0	17
#8	東京都	三宅村	95	2,439	39	0	1	0	56
#9	東京都	大島町	285	8,702	33	0	3	9	91
#10	沖縄県	与那国町	57	1,796	32	0	2	0	29
#11	沖縄県	竹富町	111	4,192	26	0	6	0	334
#12	島根県	海士町	66	2,581	26	0	2	1	34
#13	島根県	知夫村	18	725	25	0	1	0	14
#14	島根県	西ノ島町	81	3,486	23	1	4	4	56
#15	東京都	八丈町	188	8,837	21	1	3	7	73
#16	東京都	千代田区	818	41,778	20	17	442	2,624	12
#17	東京都	港区	3,259	185,861	18	17	591	2,085	20
#18	鹿児島県	与論町	98	5,731	17	1	4	3	20
#19	東京都	中央区	1,521	98,399	15	5	415	3,504	10
#20	沖縄県	南大東村	22	1,448	15	0	1	0	31
#21	鹿児島県	十島村	8	673	12	0	7	0	101
#22	北海道	利尻富士町	38	3,239	12	0	4	3	106
#23	東京都	渋谷区	2,364	203,334	12	17	482	1,497	15
#24	北海道	奥尻町	40	3,643	11	1	3	1	143
#25	沖縄県	渡嘉敷村	8	790	10	0	1	0	19
#26	奈良県	上北山村	8	802	10	0	1	0	274
#27	北海道	礼文町	33	3,410	10	0	3	1	81
#28	沖縄県	渡名喜村	5	531	9	0	1	0	4
#29	東京都	文京区	1,698	189,632	9	11	251	1,835	11
#30	大阪府	中央区	593	66,818	9	8	362	2,772	9

※)データ出所: e-Stat(政府統計の総合窓口) 統計でみる市区町村のすがた2008

(以下余白)

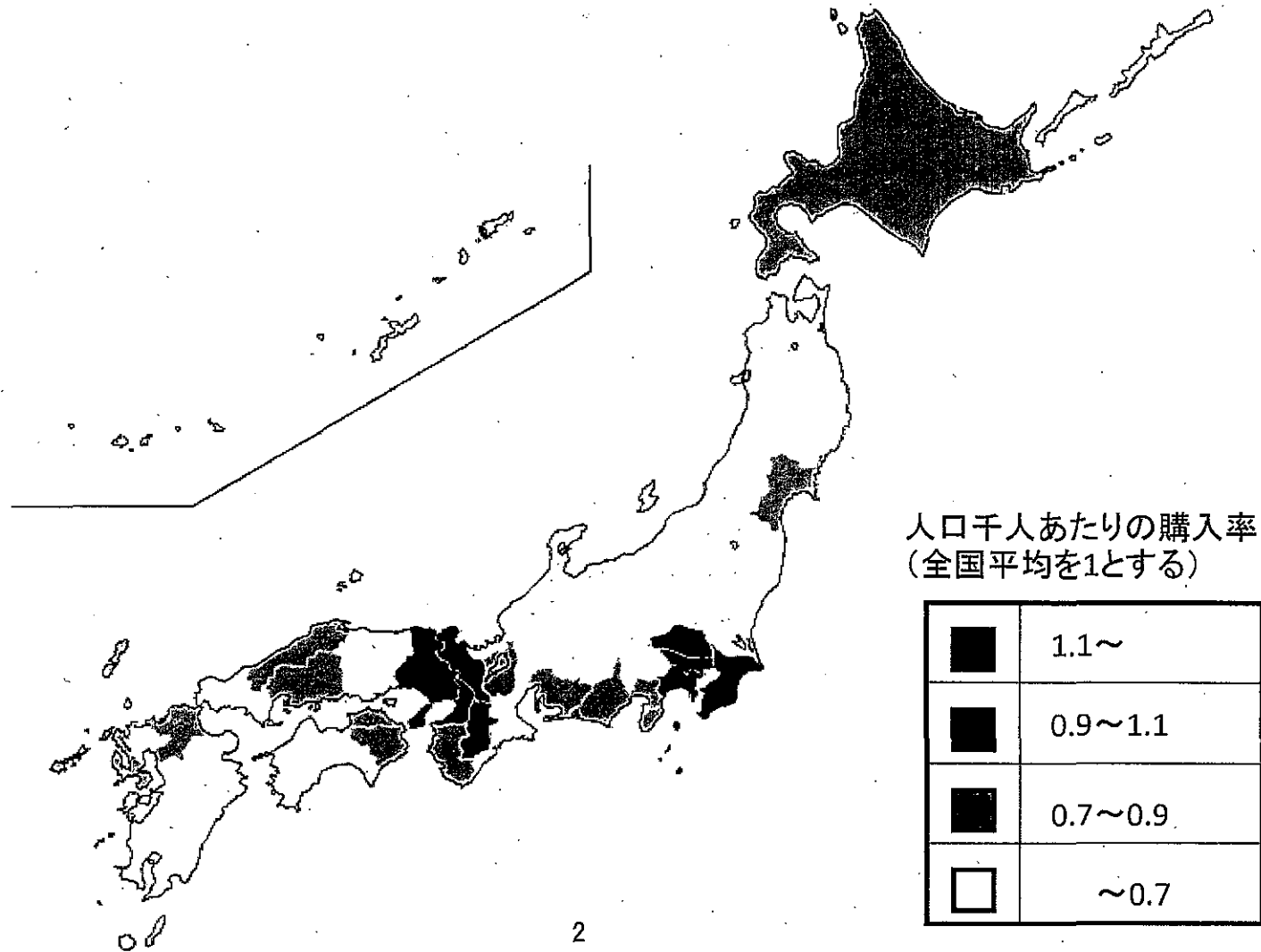
JODA資料1

A社における医薬品ネット販売の状況 購入率都道府県別(2008年) JODA資料2

北海道	0.71	石川県	0.57	岡山県	0.66
青森県	0.47	福井県	0.55	広島県	0.71
岩手県	0.44	山梨県	0.58	山口県	0.63
宮城県	0.70	長野県	0.64	徳島県	0.72
秋田県	0.55	岐阜県	0.52	香川県	0.73
山形県	0.47	静岡県	0.81	愛媛県	0.53
福島県	0.52	愛知県	0.74	高知県	0.54
茨城県	0.60	三重県	0.64	福岡県	0.78
栃木県	0.62	滋賀県	0.76	佐賀県	0.41
群馬県	0.57	京都府	1.22	長崎県	0.78
埼玉県	1.02	大阪府	1.18	熊本県	0.50
千葉県	1.17	兵庫県	1.02	大分県	0.63
東京都	2.47	奈良県	0.91	宮崎県	0.55
神奈川県	1.53	和歌山県	0.73	鹿児島県	0.58
新潟県	0.49	鳥取県	0.61	沖縄県	0.68
富山県	0.60	島根県	0.71	全国平均	1.00

数字は人口千人あたりの医薬品インターネット販売購入件数(全国平均=1とする)

A社における医薬品ネット販売の状況 購入率都道府県別(2008年) JODA資料2



「薬事法施行規則等の一部を改正する省令案」

パブリックコメントからの抜粋

目次

1. 離島やへき地に居住する方からのパブリックコメント	…2
① 薬局がない島に居住する身体の弱い方の声	…2
② 膠原病、できるだけ健常者として生活したいという声	…3
③ 離島に赴任、体に合わない薬が買えないという声	…4
④ 仕事と育児で忙しい方の声	…5
2. 近隣の薬局・店舗等で医薬品を取り寄せることが困難な方からのパブリックコメント	…6
① 近くの薬局で取り寄せてもらえないという声	…6
② 親身になってくれる薬局から購入したいという声	…7
③ インターネットで相談できるという声	…8
④ 自分にあった薬を取り寄せたいという高齢身体障害者の声	…9
3. その他のパブリックコメント	…10
① 男性恐怖症・対人恐怖症の方の声	…10
② 不安障害の方の声	…11
③ 重症虚血性脳症の子供の介護をするシングルマザーの声	…12

(※ 各パブリックコメントの下線は、当協会による)

0055

薬事法 施行規則(yakujikisoku)

差出人: [REDACTED]
 送信日時: 2008年10月14日 火曜日 12:42
 宛先: 薬事法 施行規則(yakujikisoku)
 件名: 薬事法施行規則等の一部を改正する省令案について

[件名]薬事法施行規則等の一部を改正する省令案について
 [宛先]厚生労働省医薬食品局総務課

[氏名] [REDACTED]
 [住所] [REDACTED]
 [職業] [REDACTED]
 [電話番号] [REDACTED]
 [FAX番号] [REDACTED]
 [意見] 該当箇所 郵便その他の方法による医薬品の販売等

薬局開設者又は店舗販売業者は、その薬局又は店舗以外の場所にいる者に、郵便その他の方法による医薬品の販売又は授与(以下「郵便等販売」という。)を行う場合、次の1～3に掲げるところにより行わなければならない。1 第三類医薬品以外の医薬品を販売し、又は授与しないこと。

[意見内容] この町は島で薬局がありません。通販で薬が買えなくなると大変困ります。出かけたおりにと思っても説明を聞いている時間に船がでてしまい、数時間待たなければならなくて正直体力的にもしんどいです。

[理由] 体が弱く、月に1度の病院さえ行けない事もしばしばです。仕事も週に2～3度雇って
 もらっています。その仕事も失えば私は無職になります。今は父が健在で病院に薬をもらいに行ってくれたりして助かってますが、父も若くはありません。私ももう40歳なので、いつまで病院も付き添ってもらえるのか気になっています。市販の薬を買う場合、ネットで買えるのは父にも迷惑かけず出来る事でそれが出来なくなると、ますます親に面倒をかける事になります。橋がかかる予定ですが、バスに乗ってどのくらいの距離に薬局があるのかもわかりません。今の自分の状態では、橋がかかっても買いには行けないでしょう。ご考慮ください。

薬事法 施行規則(yakujikisoku)

差出人: [REDACTED]
 送信日時: 2008年10月12日 曜日 12:23
 宛先: 薬事法 施行規則(yakujikisoku)
 件名: 薬事法施行規則等の一部を改正する省令案について

[件名] 薬事法施行規則等の一部を改正する省令案について

[宛先] 厚生労働省医薬食品局総務課

[氏名] [REDACTED]

[住所] [REDACTED]

[職業] [REDACTED]

[電話番号] [REDACTED]

[FAX番号] [REDACTED]

[意見] 該当箇所 郵便その他の方法による医薬品の販売等

薬局開設者又は店舗販売業者は、その薬局又は店舗以外の場所にいる者に、郵便その他の方法による医薬品の販売又は授与(以下「郵便等販売」という。)を行う場合、次の1～3に掲げるところにより行わなければならない。

- 1 第三類医薬品以外の医薬品を販売し、又は授与しないこと。

[意見内容] 通販で買うしかないの。

[理由]

[REDACTED] と呼ばれる所に住んでいます。
膠原病を患っていて、治療薬はまだ開発されていないそうです。
症状を和らげるため、医者から勧められている健康食品を摂っています。
 が、周辺の薬局(大きなショッピングセンターの薬局も)は、田舎ということもあり、
本土に比べて商品の数が非常に限られています。
出来るだけ健常者として生活したいので、通販で薬を取り寄せて頑張っています。
周りで病気を抱えている人達も、同じ状況です。
 [REDACTED] に住む人間の命綱を盗らないで下さい。

薬事法 施行規則(yakujikisoku)

差出人: [REDACTED]

送信日時: 2008年10月5日 曜日 15:47

宛先: 薬事法 施行規則(yakujikisoku)

件名: 薬事法施行規則等の一部を改正する省令案について(パブリックコメント)

厚生労働省医薬食品局総務課 御中

[氏名] [REDACTED]

[住所] [REDACTED]

[職業] [REDACTED]

[電話番号] [REDACTED]

[FAX番号] [REDACTED]

[意見] 該当箇所 郵便その他の方法による医薬品の販売等

薬局開設者又は店舗販売業者は、その薬局又は店舗以外の場所にいる者に、郵便その他の方法による医薬品の販売又は授与(以下「郵便等販売」という。)を行う場合、次の1～3に掲げるところにより行わなければならない。1 第三類医薬品以外の医薬品を販売し、又は授与しないこと。

[意見内容] 規制強化に反対です

[理由]

仕事でやむをえず離島に赴任し、勤務しています。[REDACTED]には薬局が1軒もありません。商店にも医薬品が置いてはありますが、品揃えは内地とは比べ物にならないほど少なく、自分の体に合ったものが買えないことが多いです。体があまり丈夫ではないので不安を抱えたまま離島に赴任し、通信販売で取り寄せた市販薬(内地に居るときに薬剤師と相談して選び、体に合っていると確認したもの)にはしょっちゅうお世話になっています。

島の診療所に行けば医師の診察を受けた後に薬をもらうことはできますが、土日診療を行っている医療機関が多い内地とは異なり、救急搬送以外は平日の午前中しか診察してもらえないので、フルタイムで働いている身としてはそうそう受診して薬をもらうこともできません。

この島に限らず、離島は食料品以外の多くの生活物資をインターネットなどの通信販売に頼っているのが現状です。内地に行くにも高額な交通費がかかり、簡単に内地の薬局へ買いにいけるわけではありません。

もし規制が強化されたら、島で市販薬がすぐ手に入らないことになり非常に困ります。どうか(薬局が1軒も無い)離島だけでも規制強化を見直していただけないでしょうか。

どうかご再考をよろしく願いたします。

(↑ここまで↑)

薬事法 施行規則(yakujikisoku)

差出人: [REDACTED]
送信日時: 2008年10月4日 土曜日 11:41
宛先: 薬事法 施行規則(yakujikisoku)
件名: 薬事法施行規則等の一部を改正する省令案について

[氏名] [REDACTED]

[住所] [REDACTED]

[職業] [REDACTED]

[電話番号] [REDACTED]

[FAX番号] [REDACTED]

[意見] 該当箇所: 郵便その他の方法による医薬品の販売等

【法第9条、第11条、第38条、新法第29条の2関係】

・ 薬局開設者又は店舗販売業者は、その薬局又は店舗以外の場所にいる者に、郵便その他の方法による医薬品の販売又は授与(以下「郵便等販売」という。)

を行う場合、次の1～3に掲げるところにより行わなければならない。

1 第三類医薬品以外の医薬品を販売し、又は授与しないこと。

[意見内容] ネット通販で買えなくなると、とても困ります。

[理由] 仕事と育児で忙しく、店舗に買いに行く暇もありません。

離島なので、薬局は2店舗しかありません。

どちらのお店も定価販売です。そして夜は7時には閉まってしまう。

コンビニはありません。

内容を確認しながらゆっくり買い物ができるネット通販は便利です。

分からない事はメールで確認出来ます。

(薬局の人に聞くよりも丁寧に教えていただけます。)

風邪薬や湿疹の塗り薬など、買えなくなると困ります。

どうか、今まで通り購入出来るように考えて下さい。

よろしく願います。

fax送信先：03-3591-9044

[件名]薬事法施行規則等の一部を改正する省令案について

[宛先]厚生労働省医薬食品局総務課

[氏名] [REDACTED]

[住所] [REDACTED]

[電話番号] [REDACTED]

[FAX番号] [REDACTED]

[意見]

該当箇所:

郵便その他の方法による医薬品の販売等【法第9条、第11条、第38条、新法第29条の2関係】

・薬局開設者又は店舗販売業者は、その薬局又は店舗以外の場所にいる者に、

郵便その他の方法による医薬品の販売又は授与(以下「郵便等販売」という。)を行う場合、

次の1～3に掲げるところにより行わなければならない。

- 1 第三類医薬品以外の医薬品を販売し、又は授与しないこと。

意見内容:

第3類のみの販売に反対します。

理由:

近くの薬局に行っても自分の好きな薬は買えません。いつも取り扱っていませんの一点張り。私は、冬に海外に行くときに虫刺されパッチを持っていきますが、時期的なものはありません。漢方薬も錠剤が良いのに、粉しか置いてなくて取り寄せてもくれない。ネットだと、いろんな種類があるし、ゆっくり薬の説明を見れるので、重宝している。ネットでも十分安心して購入できる。この前、メーカーからの自主回収があるとメールが来ていましたが、ネットだからそういった情報を教えてくれるのだと感心した。いろんな意味で、見守ってくれているんだなと思った。

FAX 送信状

厚生労働省医薬食品局総務課御中

FAX 番号 03-3591-9044 (24 時間受付中)

[件名] 薬事法施行規則等の一部を改正する省令案について

[氏名]

[住所]

[職業]

[電話番号]

[FAX 番号]

[意見] 該当箇所 郵便その他の方法による医薬品の販売等

「薬局開設者又は店舗販売業者は、その薬局又は店舗以外の場所にいる者に、郵便その他の方法による医薬品の販売又は授与（以下「郵便等販売」という。）を行う場合、次の 1～3 に掲げるところにより行わなければならない。1 第三類医薬品以外の医薬品を販売し、又は授与しないこと。」

[意見内容] 上記箇所に反対です。

[理由] (手書きでお願いいたします。)

母が 4 月頃から肝臓を患った。11/27 まで身体への負担が少なく尚かつ、内臓の機能が落ちる薬に色々調べた結果漢方薬さんを見つけた。漢方で お店に行く事は出来ませんが、病院での血液検査の結果も 体調なども 本当は親身にして話を聞いて頂き、処方をして頂いています。おかげで、安定した毎日を過ごしていますが、法案が改正され、漢方が買入出来なくなり、母の病状が悪く成る場合、その責任を誰に頂けようか？

手と足の間に 遠方だと配達して頂けず 送料が 取られるかと 思っています。他にも 取れ 拒否 思っています。

薬事法 施行規則(yakujikisoku)

差出人: [REDACTED]
送信日時: 2008年10月15日水曜日 0:36
宛先: 薬事法 施行規則(yakujikisoku)
件名: 薬事法施行規則等の一部を改正する省令案について

[氏名] [REDACTED]

[住所] [REDACTED]

[職業] [REDACTED]

[電話番号] [REDACTED]

[FAX番号] [REDACTED]

[意見] 該当箇所 郵便その他の方法による医薬品の販売等

薬局開設者又は店舗販売業者は、その薬局又は店舗以外の場所にいる者に、郵便その他の方法による医薬品の販売又は授与(以下「郵便等販売」という。)を行う場合、次の1～3に掲げるところにより行わなければならない。
1 第三類医薬品以外の医薬品を販売し、又は授与しないこと。

[意見内容]

上記箇所に反対です。

[理由]

現在、母親が癌との闘病生活を送っておりまして、病院での治療と漢方の免疫強化での対策を続けております。

その際、病院では漢方医学の併用に積極的なケースは少なく、自力で調べるしか方法がないのが現状ですが、近くにそう言う場所もありません。

そんな中、インターネットで相談出来るお店を見つけ、十分なやり取りのもと漢方を処方して頂き、現在もセカンドオピニオンとして薬の購入を続けております。

ですが、もしこの法案が通ってしまうと、宅配便での購入が出来ず、治療が続けられなくなって

[宛先] 厚生労働省医薬食品局総務課

[氏名] ██████████

[住所] ██████████

[電話番号] ██████████

[FAX 番号]

[件名] (「薬事法施行規則等の一部を改正する省令案について」)

[意見] 該当箇所郵便その他の方法による医薬品の販売等

[法第9条、第11条、第38条、新法第29条の2関係]

「薬局開設者又は店舗販売業者は、その薬局又は店舗以外の場所にいる者に、郵便その他の方法による医薬品の販売又は授与（以下「郵便等販売」という。）を行う場合、次の1～3に掲げるところにより行わなければならない。

- 1 第三類医薬品以外の医薬品を販売し、又は授与しないこと。

意見内容

「1 第三類医薬品以外の医薬品を販売し、又は授与しないこと」を、全ての医薬品を販売できるようにしていただきたい。

理由

この郵便その他の方法で「1 第三類医薬品以外の医薬品を販売し、又は授与しないこと。」という件は、現在、昔から私が東京から送ってもらっている漢方薬が買えないことになります。

私は、人工透析を行っている身体障害者 1 級です。ふらつきが強く東京にいる息子から漢方薬を送ってもらったところ体調が非常によくこの漢方薬が大変気に入っております。もしこの漢方薬が無ければこの先困ります。現在 76 歳です。長崎で同じ薬を見つけられないし子供に買ってもらうわけにもいきません。この法律を作らないで今までと同じようにしててください。パソコンで手紙だけは打てるのでこのお手紙を書いています。今後歩けなくなったら、インターネットで自分に合ったものを探すようにもなると思います。その時、送ってもらえないのはひじょうに困ります。

よろしく願いいたします。

Fax送信先 : 03-3591-9044

[件名]薬事法施行規則等の一部を改正する省令案について

[宛先]厚生労働省医薬食品局総務課

[氏名]

[住所]

[電話番号]

[FAX番号]

[意見]

該当箇所:

郵便その他の方法による医薬品の販売等【法第9条、第11条、第38条、新法第29条の2関係】

・薬局開設者又は店舗販売業者は、その薬局又は店舗以外の場所にいる者に、

郵便その他の方法による医薬品の販売又は授与(以下「郵便等販売」という。)を行う場合、
次の1-3に掲げるところにより行わなければならない。

- 1 第三類医薬品以外の医薬品を販売し、又は授与しないこと。

意見内容:

第三類医薬品、これはネットで買えないのは、
おかしいとおおききです。反対です。

理由:

薬局で買いたい人は、薬局で買えばいい

ネットで買いたい人は、ネットで買え。

強硬は、消費者がしやす、正しい情報、正しく指導
してくれるだけで、十分です。

男性恐怖症、大人恐怖症の人を世の中にいるので、

相談できなくて困っていた時、ネットの存在は、とても

うれしかったです。対面では、言いたいことも言えない人が

いること、知って下さい。おかげです。

本当に困るので、そして

勝手に決めないで下さい!!

薬事法 施行規則(yakujikisoku)

差出人: [REDACTED]
 送信日時: 2008年10月9日 木曜日 18:39
 宛先: 薬事法 施行規則(yakujikisoku)
 件名: 薬事法施行規則等の一部を改正する省令案について

[件名]薬事法施行規則等の一部を改正する省令案について

[宛先]厚生労働省医薬食品局総務課

[氏名] [REDACTED]

[住所] [REDACTED]

[職業] [REDACTED]

[電話番号] [REDACTED]

[FAX番号] [REDACTED]

[意見] 該当箇所 郵便その他の方法による医薬品の販売等

薬局開設者又は店舗販売業者は、その薬局又は店舗以外の場所にいる者に、郵便その他の方法による医薬品の販売又は授与(以下「郵便等販売」という。)を行う場合、次の1～3に掲げるところにより行わなければならない。

1 第三類医薬品以外の医薬品を販売し、又は授与しないこと。

[意見内容]インターネットで薬を買えるようにして下さい。

[理由]不安障害でほとんど家から出れません。体調が悪くて医者にはすら行けません。せめて症状が緩和できればとインターネットで漢方を買っているのに、買えなくなると思うだけで不安になって息苦しくなります。インターネットで買える薬がなしでつらいパニック発作に耐えられる自信がありません。

インターネットで買える物が心のよりどころなのでどうかどうかインターネットで薬を買えるようにしておいて下さい、お願いします。

人間らしく生きる希望を奪わないで下さい。

薬事法 施行規則(yakujikisoku)

0123

差出人:

送信日時: 2008年10月3日金曜日 23:59

宛先: 薬事法 施行規則(yakujikisoku)

件名: 薬事法施行規則等の一部を改正する省令案について

[件名] 薬事法施行規則等の一部を改正する省令案について
[宛先] 厚生労働省医薬食品局総務課

[氏名]

[住所]

[職業]

[電話番号]

[FAX番号]

[意見] 該当箇所 郵便その他の方法による医薬品の販売等

薬局開設者又は店舗販売業者は、その薬局又は店舗以外の場所にいる者に、郵便その他の方法による医薬品の販売又は授与(以下「郵便等販売」という。)を行う場合、次の1~3に掲げるところにより行わなければならない。
1 第三類医薬品以外の医薬品を販売し、又は授与しないこと。

[意見内容] 上記箇所に、反対

[理由] 私は重症虚血性脳症の子どもと1歳の子どもをもつシングルマザーです。幼子や全介助(3時間おきの痰の吸引や体こうなど)が必要な障害者をもつ家庭では近所のお店に買い物に行くことすらままならないので我が家のように必要なものはほとんど宅配サービスやネットショップで購入している家庭も少なくないと思います。うちでは介助するのに必要な消耗品や医薬品などもほとんどネットショップで購入しています。ネットショップには種類が豊富で近所の大型ドラッグストア等でも無いような少し特殊な介助に必要な商品もあって大変助かっています。(近所のドラッグストアなどは一般的な人に対して一般的な商品しか置いていない)</div>
ですから郵便などによる医薬品の販売が禁止されることは死活問題と言っても過言ではありません。我が家のような近所に買い物に行くことすら容易でない人の為にもそのような法律は撤廃していただきたいです。

Enjoy MLB with MAJOR.JP! Ichiro, Matsuzaka, Matsui, and more!

論点整理に対する JODA としての見解について

NPO法人日本オンラインドラッグ協会

理事長 後藤 玄利

平成 21 年 4 月 16 日

2. インターネット等を通じた医薬品販売の在り方

(1) インターネット販売等における責任の所在

- 各店舗が業務手順を定め公開するとともに、販売概況を公開することによって、不測の事態が生じた際にもその責任の所在や過失の有無の検証が可能になるとしているが、どうか。

(JODA見解)

本論点の趣旨をいまいちどご説明いただきたい。

- インターネット販売等において、場を提供している者にはどのような責務があると考えるか。

(JODA見解)

モール事業者にお答えいただきたい。

(2) 個人認証

- インターネット販売等における個人認証について、どのように考えるか。

(JODA見解)

氏名、住所、電話番号、メールアドレスなどの登録による、相当程度の個人の特定は必要となるが、一般用医薬品という商品の特性上、拳銃、刀剣、自動車等の購入と同程度に認証することは必要とされていないと考える。

- 現状、インターネット販売等においてどのような認証が行われているのか。

(JODA見解)

現在、インターネット販売等においては、氏名、住所、電話番号、メールアドレス、年齢、性別等の登録によって認証を行っている。

(3) インターネット販売等における情報提供・相談対応

- 現在行われているインターネット販売等において、どのような履歴を取っているのか。

(JODA見解)

住所、氏名、電話番号、メールアドレス、をはじめ、販売方法によってFAX番号、メールアドレス、および商品（健康食品などの医薬品以外の商品を含む）をいつ、何個購入したかの履歴が残っている。

そのほか、メールやFAXなどによる薬剤師等の専門家への相談や問い合わせの内容とそれに対する回答、対応した専門家の氏名、対応時間なども記録されている。

- インターネット等において、購入者側と販売業者側との間で、双方向のコミュニケーションは可能なのか。
特に、販売者側が行う情報提供の内容を購入者側がどの程度理解しているかを確認するためには、具体的にどのような方法（情報の内容）が考えられるか。

(JODA見解)

双方向のコミュニケーションは既に行われていると考えている。具体的には、電話やテレビ電話、メール、FAXなどを使用した相談、問い合わせなど。（業界ルール案「販売の際の相談応需」P9-10）

購入者側の理解を確認するために、個々の医薬品の禁忌事項について該当の有無を問診したうえで、専門家が販売の可否を判断するなどの対策をとる。あわせて、業界として、「わからないことがある場合はかならず専門家に相談する」よう啓蒙する。（業界ルール案「使用者情報の把握」P9、「販売可否の判断」P12-14参照）

- インターネット等によって医薬品を販売する場合、購入した医薬品に関するその後の相談対応はどのように行われるのか。

(JODA見解)

購入者の購入履歴を確認しながら、電話、テレビ電話、FAX、メール等を使用して相談対応を行う。使用者の状態によっては、積極的に受診勧奨を行う。

- 購入者からの副作用に関する報告はどのように受けるのか。また、報告を受けた場合、どのように対処するのか。

(JODA見解)

電話やFAX、テレビ電話、メール等を使用して専門家が報告をうける。

購入者がどのように報告をすればよいかを知らせるために、相談時及び緊急時の連絡先、医薬品による健康被害の救済に関する制度に関する解説等を、店舗サイトのわかりやすい場所に掲載する。(業界ルール案「薬事法に基づく表記」P6参照)

報告を受けた場合、次のように対応する。

- ① 即時の対応が必要な場合は、専門家がすぐに連絡する。
- ② 視覚的な情報が必要な場合は、購入者に対して、携帯カメラ・デジタルカメラによって撮影した写真の送付を依頼する。
- ③ 専門家では解消できない場合は、積極的に受診勧奨する。

- 専門家が情報提供等を行っていることを購入者はどのように確認できるのか。

(JODA見解)

利用者が確認したいと思ったときに、いつでも確認できる状態を整える。具体的にはサイトに薬剤師等専門家の写真や経歴等の情報を掲示、厚労省の薬剤師資格確認検索ページとリンクをする。(業界ルール案「届出制の導入と掲示」P7参照)

また購入者がテレビ電話をかければ、いつでも専門家が情報提供をおこなっていることを確認できるようにすることも考えられる。

(4) 年齢・使用対象者等が限定されている医薬品の販売

- 使用対象年齢が限定されている医薬品をインターネット等により販売する場合、どのような方法が考えられるか。

(JODA見解)

交付制限のある医薬品（劇薬・毒薬）は、インターネットでは販売しない。

使用対象年齢が限定されている医薬品をインターネット等により販売する方法として、以下の条件を必須とすることが考えられる。（業界ルール案「医薬品の情報提供（1）」P8、「使用者情報の把握」P9、「販売後の対応」P18等参照）

- ① 「使用上の注意」の記載内容に基づいた十分な情報提供を行い、注意を喚起する。
- ② 使用者の年齢を確認させるための問診機能を設置する。
- ③ 発送時に、「使用上の注意」をあらためて同梱するなどの方法であらためて注意を促す。

- 妊婦への使用を避けるべき等、使用対象者が限定されている医薬品をインターネット等により販売する場合、どのような方法が考えられるか。

(JODA見解)

使用対象者が限定されている医薬品をインターネット等により販売する方法として、以下の条件を必須とすることが考えられる。（業界ルール案「医薬品の情報提供（1）」P8、「使用者情報の把握」P9、「販売後の対応」P18等参照）

- ① 「使用上の注意」の記載内容に基づいた十分な情報提供を行い、注意を喚起する。
- ② 使用者の状態を確認させるための問診機能を設置する。
- ③ 発送時に、「使用上の注意」をあらためて同梱するなどの方法であらためて注意を促す。

- インターネット販売等は、安易な購入や不適正な使用につながり、また、悪用されやすいとの指摘があるが、どうか。

(JODA見解)

本論点は、客観的事実による裏づけがなく、論点として適切ではないと考える。インターネット販売等は、他の販売方法と比較して、安易な購入や不適正な使用につながり、また、悪用されやすいということを裏付ける客観的な事実を提示していただきたい。

- インターネット販売等による過剰購入、大量購入をどのように抑止していくのか

(JODA見解)

インターネット販売に限らず、過剰購入・大量購入は抑止する必要があると考えている。

具体的にインターネット販売等における過剰購入、大量購入の抑止にむけては、

- ① 注文1回あたりの個数制限によって注文個数を制限する
- ② 同一顧客による注文を集約、同一日購入個数をチェックして、制限個数以上の購入を防ぐ

などの取り組みをすでに行っている。(業界ルール案「数量制限-過剰購入対策-」P15、「数量制限-頻回購入対策-」P16参照)

その他、同月内の同一顧客による同一商品の購入履歴を調べたりすることなども可能である。

※ 本検討会でのご意見をうけ、現在業界として、厚生労働省から発された「鎮咳去痰薬の内服液剤の販売について」(昭和62年3月5日薬企第5号)に則って、該当する鎮咳去痰薬(内服液剤)の販売個数の制限をいまいちど周知徹底しているところです。